

第180回（臨時）代議員会議事録

第180回（臨時）代議員会が、平成30年3月17日（土）14時30分より、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番28号、愛知県医師会館9階大講堂において開催され、17時00分閉会した。

代議員総数 174名
議決権の数 158個

出席代議員の数 158名
出席した代議員の議決権の数 158個

議長 伊藤 宣夫
副議長 杉田 洋一、山本 楯
出席理事 柵木 充明、横井 隆、城 義政、市川 朝洋、
伊藤 健一、加藤 雅通、大輪 芳裕、西山 朗、
榎尾 富二、樋口 俊寛、伊藤 富士子、瀬瀬 雅明、
細川 秀一、森 孝生、野田 正治、林 義久、
羽生田 正行、浅井 清和
欠席者 吉田 貴
監事 可世木 成明、川上 雅正、野口 良樹

議事録作成者 加藤 結花

開 会

定刻に至り、公益社団法人愛知県医師会代議員会議事規則（以下、代議員会議事規則とする。）第1条第2項に則り、総代議員の過半数に相当する代議員の出席（158名）が確認され、伊藤宣夫議長は代議員会議事規則第7条第1項に則り開議を宣言した。

【 議事録署名人の指名 】

議事録署名人については、代議員会議事規則第66条に則り、議長が以下の2名の代議員を指名した。

議席番号 71番 丸 上 善 久（刈谷）

議席番号 108番 飯 田 昌 幸（名古屋市一中村区）

報 告

公益社団法人 愛知県医師会定款第56条第2項の規定により、(1)は横井副会長、(2)は会計担当西山理事より報告がなされた。

(1) 平成30年度事業計画報告

横井副会長より、平成30年度の事業計画の内容について、説明報告がなされた。

平成30年度は基本的には、従来からの事業を継続していくと報告され、その中でも主な点として「4. 医療政策・医事法・医業経営の調査・研究」の愛知県医師会地域医療政策研究機構に関する事項に「医師の需給問題」を追加。「6. 地域医療の推進発展」の在宅医療サポートセンター事業は、平成27年度から3年間という時限事業であり、平成30年度からは市町村が実施する事業となる。今後はこれまで行ってきた在宅サポート事業の検証、在宅医療・介護連携推進事業に関わる実態把握を進めていく。その他、愛知県の委託事業として、「アルコール依存症対策」を追加。愛知県医師会立名古屋助産師学院の閉校に伴い、「14. 医師・医療関係従事者対策」の「愛知県医師会立名古屋助産師学院の運営」を

削除。閉校後の各種証明書発行等の事務手続きは本会で行う。

「15. その他」の「会員増加対策に関する事項」は、医師会組織強化の観点から、C会員の会費無料化を実施し、臨床研修指定病院、地域医療支援病院研修医の入会勧奨を行い、会員増強を図ってきた。引き続き会員種別に関わらず会員増強を図るため追加する等を挙げられ、特に質疑は出されなかった。

(平成30年度事業計画は、平成30年1月25日開催の定例理事会において承認)

(2) 平成30年度予算報告

会計担当西山理事より、平成30年度予算について、平成30年1月25日開催の定例理事会において慎重協議の上承認されていることを報告し、資料により説明報告がなされ、特に質疑は出されなかった。

議 事

第1号議案 平成30年度会費の賦課徴収に関する件

第2号議案 平成30年度会費減免申請に関する件

第3号議案 平成30年度入会金の賦課徴収に関する件

伊藤宣夫議長の宣言により、第1号議案から第3号議案まで一括上程され、会計担当西山理事より説明がなされた。

第1号議案及び第3号議案は、例年通りであり、第2号議案については、平成27年度より日本医師会が研修医の会費減免を実施していることを受け、本会も平成28年度より研修医会員に対し、会費減免の対象とした経緯があるが、現時点では研修医会員の減免の一覧が未作成であるため、日本医師会に申請する時期に合わせ、申請者一覧を作成し、理事会承認を得て減免措置を実施する。

第1号議案から第3号議案まで特に質疑は出されず、伊藤宣夫議長は議場に諮り、過半数に達する賛成多数の挙手を得たことを確認し、原案どおり決議した。

第4号議案 公益社団法人愛知県医師会選挙規則の一部改正に関し承認を求めるの件

続いて伊藤宣夫議長より、第4号議案が上程され、庶務担当樫尾理事より、改正点である第7章第51条第1項及び第2項の一部改正について説明がなされた。日本医師会代議員及び予備代議員1名の増加により、地区の割当て員数の改正、文章を分かりやすくするため、第51条第1項及び第2項の記載順序、文言の修正を行ったものである。

特に質疑は出されず、伊藤宣夫議長より本議案の承認について議場に諮ったところ、過半数に達する賛成多数の挙手を得たことを確認し、原案どおり決議した。

◆ 改正点：第7章 日本医師会代議員及び予備代議員の選出（定数の割当て）

第51条第1項、第2項

<現 行>

第51条 本会の会長、代議員会議長及び名古屋市医師会会長は、それぞれ投票によらないで、日本医師会代議員として選出する。

- 2 日本医師会代議員19名のうち、本会会長は、地区割当ての外の1名とし、他の18名を名古屋地区7名、尾張地区5名、三河地区5名、第15条の議長割当て地区に1名割当てする。予備代議員もまたこれによる。

<改正後>

第51条 日本医師会代議員20名のうち、本会会長は、地区割当ての外の1名とし、代議員会議長は第15条による地区に1名割当てする。予備代議員もまたこれによる。

- 2 他の18名を名古屋地区8名、尾張地区5名、三河地区5名とし、予備代議員もまたこれによる。名古屋市医師会会長が代議員会議長を兼ねない場合は、名古屋地区の定数内で投票によらないで選出する。

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするために本議事録を作成し、代議員会議事規則第66条に則り、議長及び議長が指名した2名の代議員（議事録署名人）が記名押印する。

議長 伊藤 善久

議事録署名人 丸 上 善 久

議事録署名人 飯 田 昌 幸